

加茂小学校 PTA 役員及び委員選出規定 補足説明

	【現行】	【改定後】	補足
I. 選挙管理委員会	選挙管理委員会の構成、任務及び任期は次の通りである。 3.任期は、総務役員選出時から総務役員及び委員が総会で承認されるまでとする。	選挙管理委員会の構成、任務及び任期は次の通りである。 3.任期は、 <u>総務役員の任期に準ずるものとする。</u>	これまでも総務役員が選挙管理委員を兼任してきたため、総務役員の任期に併せるものとします。
III. 委員選出規定	III. 委員選出規定	III. 委員選出規定 (<u>休止</u>)	委員会活動の休止に伴い、一旦休止とします。
IV. 愛護部委員選出規定	1. 愛護部委員の選出は、各地区の本校在籍児童の全保護者で行う。 2. 選出は各地区の愛護部委員が中心となり、次の順序で行う。 (4) 各地区より選出された愛護部委員の中から、互選により愛護部委員長（部長）を選出する。	1. 愛護部委員の選出は、各地区の本校在籍児童の <u>PTA 会員から</u> 行う。 2. 選出は <u>現総務役員と</u> 各地区の愛護部委員が中心となり、次の順序で行う。 (4) 各地区より選出された愛護部委員の中から、互選により愛護部委員長（部長）を選出する <u>が、場合によってはこの限りではない。</u>	今後、部長も意思確認の上くじになるか、それも不可能なら、選出できなくなる場合がでてくるためです。

付 則

この規定は、令和 3 年 5 月 13 日に改正し実施する。